

基準適合一般事業主認定通知書交付式を開催しました！

★★★えるぼし認定 ついに愛媛県第1号誕生！！★★★

平成29年8月4日、愛媛労働局において、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定通知書交付式を開催しました。

今回認定を受けた、パナソニック ヘルスケア株式会社は、女性活躍推進に関する取組の実施状況等について優良な企業として、愛媛県内で初めて認定されました。



パナソニック ヘルスケア株式会社は、認定基準項目のうち、採用、継続就業、労働時間等の働き方、管理職比率、多様なキャリアコースの5つの項目全てを満たしたことから、3段階目（3つ星）の認定がなされました。

えるぼし認定を受けた丸橋取締役からは、これからも引き続き女性活躍推進に取り組んでいく決意と抱負についてお話いただきました。

※えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。